

## 「自立と共生」とは

### 〔1〕名称について

「婦人教師」 1978年～

女性教師に関する問題（賃金、地位も含めて）

↓  
「女子教育問題」 1990年～

「女子の23歳止まりの人生設計」（男子に依存せざるを得ない人生）

⇒4つの自立が必要

\*女子教育の問題だけではない⇒女子も男子も自立することが大切

↓  
「自立と共生」 1996年～

（※県、全国教研では、1997年～ 「両性の自立と平等を目指す教育」）

### 〔2〕「自立と共生」教育とは

「自立」とは・・・他のものからの援助や管理を受けなくて、独立していること。

「共生」とは・・・ともに生きていくこと。

#### 4つの自立

- ①経済的自立・・・働くことによって報酬を得、生活すること
- ②生活的自立・・・生活していく上で必要な力・生活処理能力
- ③精神的自立・・・自分で自分の生き方を選択し、主体的に生きること
- ④性的自立・・・性の自己決定

#### ○「女子教育もんだい」

23歳止まりの人生設計

女子だけでなく、男子も自立しなければ女子の問題も解決できない。



4つの自立の関する研究をすすめる

#### ○研究の経過

1991年～ 性教育（子どもたちへ 命と愛のメッセージ）

1993年～ 印旛での性教育 活動案づくり

自立の問題 → 混合名簿導入への運動

1994年～ 家庭科の男女共学必修

1998年～ ジェンダー・フリー教育（意識・慣習の問題・性差別・性別役割分業）

2004年～ 男女共生の社会をめざして

2007年～ 自立と共生の視点からのキャリア教育

2010年～ 現代社会における自立と共生の視点

2012年～ 共生の視点から、自己有用感を高める実践

2015年～ 男女共同参画社会をめざして

～互いを認め合い 支え合って働くために～ の取り組み

2019年～ 自分らしく生き生きと働く

～多様な働き方ができる社会を目指して～ の取り組み

### 〔3〕世界とのつながりの中で

- 1979年 「女子差別撤廃条約」 → 1985年 日本性差別撤廃条約批准  
「男女雇用機会均等法」制定  
↓  
1994年 高校家庭科男女必修
- 1995年 第4回 世界女性会議 → 1999年 「男女共同参画社会均等法」制定  
2000年 「男女共同参画基本計画」策  
2005年 「男女共同参画基本計画(第2次)」  
2010年 「第3次男女共同参画基本計画」  
2015年 「第4次男女共同参画基本計画」  
2020年 「第5次男女共同参画基本計画」

### 〔4〕男女の自立・平等・共生社会へ

男女共同参画社会の実現に向けて

#### 「男女共同参画社会」とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。(第2条)

千葉県でも「千葉県男女共同参画計画」

#### ○男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ①学校教育・社会教育等における男女共同参画の推進
- ②多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

家庭で  
学校で  
地域で  
職場で

あるべき姿を  
念頭において生活していく

※学校における男女平等に関する教育の推進⇒教育課程の位置づけ

※男女平等教育は人権教育

この研究に取り組み、研究の中心となったのは、印教研「自立と共生」研究部員と女性部執行委員です。学習会を充実させ、自ら率先して実践しながら仲間を増やしてきました。その成果や情報は女性部情宣紙「しなやかいんば」や、自立と共生研究部の情宣紙「WAVE」をとおして各学校に伝えられ、理解と実践の広がりを目指してきました。

(「WAVE」に関しては、現在は発行されていません。)